（注１）　電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）様式第２第１表（発受電月報（総括表））の需要電力量として記載する量の前年度12か月分の合計量を記載すること。
（注２）　義務履行に充てる新エネルギー等電気相当量ＩＤを新エネルギー等電気相当量ＩＤ指定欄に記載すること。
（注３）　義務履行に充てる新エネルギー等電気の詳細を利用詳細内容の欄に記載すること。
（注４）　本届出書により届け出る第１表の新エネルギー等電気相当量ＩＤの指定の合計件数を記載すること。
（注５）　本届出書により届け出る第２表の利用詳細内容の合計件数を記載すること。
（注６）　新エネルギー等電気相当量ＩＤの指定数が20を超える場合には、同じ表を追加し、新エネルギー等電気相当量ＩＤの指定を記載すること。
（注７）　利用詳細内容が20を超える場合には、同じ表を追加し、利用詳細内容を記載すること。
（注８）　提供形態は、次の記号にて記載すること。
　添付：Ｔ（添付の場合は、書類名又は電子ファイル名を記載）、別送：Ｂ
（注９）　バイオマス発電の場合のみバイオマス発電量及びバイオマス比率の計算根拠を添付すること。
（注10）　必要のある場合のみ記載すること。

備考

・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格Ａ４とすること。
・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。

第３表

提出書類の提供形態（注10）		
書類名	提供形態（注８）	備考

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第四条第一項の規定にかかわらず、電気事業者は、平成二十二年一月一日までに、様式第一による届出書を提出することにより、改めて平成二十一年度についての同項の基準利用量を経済産業大臣に届け出なければならない。

○国土交通省令第五十五号

都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十五号）の施行に伴い、及び都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の規定に基づき、都市再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月三十一日

国土交通大臣　金子　一義

都市再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令

都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の三条を加える。

（都市再生歩行者経路協定の認可等の申請の公告）

第八条の二　法第四十五条の三第一項（法第四十五条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

一　都市再生歩行者経路協定の名称
二　協定区域
三　協定区域隣接地が定められるときはその区域
四　都市再生歩行者経路協定の縦覧場所

（都市再生歩行者経路協定の認可の基準）

第八条の三　法第四十五条の四第一項第三号（法第四十五条の五第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
二　都市再生歩行者経路の整備又は管理に関する事項は、高齢者、障害者等の移動上の利便性及び安全性の向上に資するよう配慮して定められていなければならない。
三　都市再生歩行者経路協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。
四　協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
五　協定区域隣接地は、協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。